3　入札書の提出場所等
⑴　入札申込書及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒951―8588 新潟県新潟市中央区川岸町１丁目56番地　新潟労働局総務部総務課会計第一係　広瀬・佐藤・橋本　電話025―234―5264
⑵　入札説明会の日時及び場所　上記３⑴の場所で入札説明書等の交付により入札説明会に替えるものとする。
⑶　入札説明書及び仕様書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑷　入札申込書・証明書等の提出期限　平成24年３月26日17時00分
⑸　入札書の受領期限　平成24年３月28日11時00分
なお、紙入札での参加を申し出た者の受領期限も同様とする。
⑹　開札の日時及び場所　平成24年３月28日11時15分　新潟労働局第一庁舎２階会議室
4　電子入札システムの利用
本案件は、電子入札・開札システムにより行う。なお、電子入札・開札システムによりがたい者は、発注者に事前に所定の様式により申し出た者に限り紙入札方式に変えることができる。
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、必要な証明書等の内容に関し支出負担行為担当官から照会があった場合にはそれに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　The official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaru Osaki, Director of General, Coordination Department, Niigata Labour Bureau
⑵　Classification of the item to be procured : 53
⑶　Objects and quantity of the items to be procured : Equipment used in Niigata Labour Bureau, Niigata Labour Standards Inspection Office and Niigata Public Employment Security Office, due to the relocation to Niigata Misaki Joint Governmental Bldg Building No. 2. Refer to the written tender explanation and specification.
⑷　Delivery period : Refer to the tender explanation and specification.
⑸　Delivery place : Places designated by the official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualification as a bidder : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
１）not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget Auditing and Accounting. Minors and persons who are taken into custody by curators or assistants and have obtained consent necessary for concluding contracts with special reasons in this Article should be applicable for the bidder.
２）not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget Auditing and Accounting.
３）be grade A, B or C in “provision of services” as a bidder qualification for the years 2010, 2011 and 2012 qualified by the Ministry of Health, Labour and Welfare. (Standardized qualification in all the ministries)
４）prove to be covered by the industrial insurance with no failure to pay the premium.
５）prove to have no false statement in tendering documents.
６）prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.
７）meet the qualifications required by the official in charge of disbursement of the procuring entity. Based on the regulations in Article 73 of the Cabinet Order concerning the Budget Auditing and Accounting.
⑺　Limitation for the application : 5 : 00 p.m., 26 March 2012
⑻　Limitation of the tender reception : 11 : 00 a.m., 28 March 2012
⑼　Make a reference to : officials Hirose, Sato and Hashimoto, the First Accounting Section, General Coordination Division, General Coordination Department, Niigata Labour Bureau. Address 1―56 Kawagishi-cho, Chuo-ku, Niigata city 951―8588 Japan. Phone 025―234―5264

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年２月６日
支出負担行為担当官
富山労働局総務部長　大村　倫久

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　16
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達件名及び数量　平成24年度富山労働局管理に属する庁舎（６箇所）で使用する電力の供給契約
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　使用期間　平成24年４月１日から平成25年３月31日までとする。
⑸　需要場所　仕様書による。
⑹　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を入札金額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、落札決定後は、当該入札書に記載された金額の積算根拠となった契約電力及び使用電力量に対する単価をもって単価契約を行うものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。
⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。